

# IASB が共通支配下の企業結合に関する新しい規定を提案

## 重要ポイント

- ▶ IASB は 2020 年 11 月 30 日、移転先企業の BCUCC の会計処理方法を提案する DP を公表した。
- ▶ DP は BCUCC の会計処理について 2 つの方法を識別している。取得法と簿価引継法である。
- ▶ 非支配株主が存在する BCUCC については、取得法の適用が提案されている。
- ▶ その他のすべての BCUCC については、簿価引継法の適用が提案されている。
- ▶ コメント募集期限は 2021 年 9 月 1 日である。

## 背景

国際会計基準審議会(以下、IASB 又は審議会)は 2020 年 11 月 30 日、ディスカッション・ペーパー DP/2020/2「共通支配下の企業結合」(本 DP)を公表し、その中で共通支配下の企業結合(BCUCC)に関する移転先企業の会計処理方法として 2 つの方法を識別している。

BCUCC とは、結合されるすべての企業が、結合の前と後の両方で最終的に同じ当事者により支配されることになる結合をいう。本 DP は、BCUCC が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には取得法(IFRS 第 3 号「企業結合」に規定されるもの)を一般的に適用しなければならないこと、そして、それ以外のすべての BCUCC には簿価引継法を適用しなければならないことを明確化している。本プロジェクトで検討される取引の範囲は、たとえば資産の移転のような取引は除外され、事業(IFRS 第 3 号に定義)が移転される取引のみに限定される。

本プロジェクトにおける IASB の目的は、BCUCC における移転先企業に向けた、実務上のばらつきを減らすことにつながる報告規定を開発できるかどうかを検討することであった。移転先企業とは、結合において事業に対する支配の移転先となる企業をいう。現在、具体的な規定が存在していないことから、IFRS 基準書は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における指針を用いて BCUCC の会計処理に関する会計方針を、企業自身が決定するよう求めている。それにより、一部の BCUCC には取得法が適用され、その他では簿価引継法が適用されるというように実務上のばらつきが生じている。さらに、簿価引継法の解釈及び適用方法についても、様々な実務が存在する。

IASB は、すべてのシナリオに適用される単一の会計処理方法は存在しないと暫定的に考えている。たとえば、非支配株主に影響を与える BCUCC には取得法を適用することを提案している。

## 測定方法を選択

実務のばらつきを減らす代替的な方法は、企業が共通支配下にある、なしに関係なく、IFRS 第 3 号に規定されるように、すべての企業結合に関し単一の方法を規定することである。しかし、すべてのシナリオに適用されることが適切となる単一の方法は存在しないというのが IASB の予備的見解である。IFRS 第 3 号に規定される企業結合に類似する BCUCC も存在するが、類似しないものも存在する。

したがって、本 DP は、原則的には、移転先企業の非支配株主に影響を与える BCUCC には取得法を適用することとし、その他の BCUCC についてはすべて簿価引継法を適用することと提案している。これは、IASB は、上場、非上場に関係なく、非支配株主に影響を与える BCUCC と非支配株主が存在しない BCUCC とは異なると考えているためである。さらに、移転先企業の資本性金融商品が上場している場合には、移転先企業は取得法を適用しなければならないと IASB は暫定的に考えている。しかし、IASB は、移転先企業の資本性金融商品が非公開の場合には、以下のように、取得法からの任意の免除措置及び例外措置の適用を提案している。

- ▶ **取得法からの任意の免除措置:** 移転先企業は、簿価引継法を使用する意向をすべての非支配株主に伝えており、それに対する異論がない場合には簿価引継法の使用を容認されるべきである。
- ▶ **取得法からの例外措置:** 移転先企業は、非支配株主の全部が、IAS 第 24 号「関連当事者に関する開示」に定義される企業の関連当事者である場合には簿価引継法を使用しなければならない。

本 DP は、移転先企業による BCUCC の会計処理に関し単一のアプローチを提案するものではないが、いずれの方法をいつの時点から適用すべきかを明確にすることで実務上のばらつきを減少が期待される。さらに、簿価引継法の提案で、現在の実務上のばらつきは減少するであろう。

## 取得法の適用

上述のとおり、本 DP は、上記の任意の免除措置と例外措置を考慮した上で、移転先企業の非支配株主に影響を与える BCUCC には取得法を適用しなければならないと提案している。当該提案はさらに、BCUCC では、支払われた対価は支配当事者の意図により決められたものであり、非関連当事者によって支払われる対価、すなわち「アームズ・レングス原則」で決定される対価と異なる可能性がある」と指摘している。

取得法は、支払った対価のうち独立企業間取引で取得された識別可能資産の公正価値の純額を上回る額を、のれんとして認識すること、又は支払われた対価が識別可能資産の公正価値の純額を下回る場合には割安取得に生じる利得を認識することを求めている。BCUCC において、支配当事者が独立企業間とはならない対価を決めていたかもしれない状況を緩和するために、本 DP は、決定した対価から独立企業間取引による対価を差し引いた差額は、実際には所有者の立場での所有者との取引(すなわち、資本取引)を表すことになると述べている。

支払った対価が、独立企業間取引における対価より高い場合、超過部分は、移転先企業から移転元企業(最終的には支配当事者)への資本の分配になる。逆に言えば、支払った対価が、独立企業間取引における対価より低い場合、その差額は、移転元企業からの、したがって最終的には支配当事者からの移転先企業の資本への拠出になる。所有者としての立場での所有者との取引は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を適用して、移転先企業の持分変動計算書に報告されなければならないが、上記独立企業間取引のそれぞれの場合について、IASB は、以下の通り検討している。

### 資本の分配

分配では、富が移転元企業の株主から最終的には支配当事者に移転する。本プロジェクトの間に、IASB が受領したインプットは、支配当事者への分配がそのような結合で発生する可能性は低いということを示唆していた。したがって、IASB は、移転先企業が取得法を適用する場合には、支配企業への分配を識別及び認識することを、移転先企業に求める追加的なガイダンスを開発する必要はないとする予備的見解に至った。非支配株主に影響を及ぼす過大支払いが BCUC 2 で発生する可能性は低いが、IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」と同様に、過大支払いが発生したとしてもそれは当初のれんに含め、その後減損のテストを行う。

### 資本への拠出

移転先企業への拠出では、富が支配当事者から非支配株主に移転する。しかしながら、これについても実務上は発生する可能性が低いと思われる。仮に発生したとしても、非支配株主に悪影響が生じることはないと思われる。このような現状にかかわらず、IASB は、取得法を適用する場合には、識別可能な資産及び負債の公正価値のうち、支払われた対価を上回る部分については、移転先企業は損益計算書上、割安購入に生じる利得ではなく資本への拠出として認識しなければならないとする規定を開発すべきであると暫定的に考えている。

### 簿価引継法の適用

上述のとおり、IASB は、非支配株主に影響を与えないすべての BCUC 2 に、簿価引継法を適用すべきであると提案している。簿価引継法の適用では、被移転企業の帳簿価額を使用する企業と支配当事者の帳簿価額を使用する企業とで実務上のばらつきがみられる。同じ結果になる場合もあれば、異なる結果になる場合もある。簿価引継法は潜在的な株主には有用な情報を提供する。というも、法的構造に左右されることなく、取得者を識別することが困難な場合であってもこのような識別を回避できるため、取得者の識別に依拠することなく有用な情報を提供できるためである。

IASB は暫定的にはあるが、簿価引継法を適用する場合には、移転先企業は被移転企業の帳簿価額を使用して受領した資産及び負債を測定すべきであると考えている。そうしたアプローチでは、移転先企業の資産及び負債についても同様の情報が提供される。

BCUC 2 の対価は、現金、株式、非現金資産又は負債の引受という形式をとり得る。IASB は、簿価引継法を適用する場合にこれらの対価はそれぞれどのように測定すべきかを検討し、次のような予備的見解に至った。

- ▶ 簿価引継法を適用する場合には自己の株式で支払われた対価について移転先企業がどのように測定すべきかを規定すべきではない。
- ▶ 簿価引継法を適用する場合、以下においては移転先企業は支払った対価を測定しなければならない。
  - ▶ 資産で支払った場合—結合日時点の移転先企業のそれらの資産の帳簿価額
  - ▶ 負債を引き受ける場合—その種の負債の当初認識に適用可能になる IFRS 基準書を用いて、結合日時点で算定した金額

IASB は、簿価引継法を適用する場合、移転先企業は、支払った対価と受領した資産及び負債の差額は資本に認識するということで暫定的に一致した。しかし、資本のどの構成要素でこの差額を認識するかについて DP は規定していない。

IASB は、非支配株主に影響を与えないすべての BCUC 2 に、簿価引継法を適用すべきであると提案している。

## 開示規定

### 取得法を適用する場合

IASB は、取得法を用いる場合には IFRS 第 3 号の開示規定を適用しなければならないと提案した。IASB は現在、ディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトを進めており、当該プロジェクトにより生じる IFRS 第 3 号の開示規定の変更は BCUC にも適用されなければならないと暫定的に考えている。IASB はさらに、これらの開示規定をどのように適用すべきかに関する適用指針を提供することも提案した。

BCUC には関連当事者が関与するため、IASB は、IAS 第 24 号の開示規定の適用に役立つ適用指針も提供すべきであると暫定的に考えている。

### 簿価引継法を適用する場合

IASB は、IFRS 第 3 号の開示目的は、非支配株主が存在しない BCUC についても同じであるが、IFRS 第 3 号の開示規定がすべて適切となる訳ではないと考えている。結果として、IASB は、簿価引継法が適用される BCUC について、暫定的に以下のように考えている。

- ▶ IFRS 第 3 号の開示規定のすべてではないもののそのいくつか、及びディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」について改善したものが適切になる。
- ▶ IASB は、結合前の情報の開示を求めるべきではない。
- ▶ 移転先企業は該当する場合には、支払った対価と受領した資産及び負債の帳簿価額の差額のうち、資本に認識される金額を、差額が表示される資本の構成要素と合わせて開示しなければならない。

## 次のステップ

本 DP のコメントの募集期限は 2021 年 9 月 1 日である。

### 弊社のコメント

我々は、利害関係者により、コメント・レターの形でフィードバックが IASB に提出されることを望んでいる。そうしたコメント・レターは、IASB が次のフェーズで開示規定の最終的な改訂を検討する際の十分に根拠が整った堅牢な議論を行うための一助となる。この論点が広範な領域に及ぶことを考えると、作成者や利用者、監査人、規制当局をはじめ、すべての関係する利害関係者は本 DP に注意を払うべきである。

### EY について

EY は、アシュアランス、税務、ストラテジー、トランザクションおよびコンサルティングにおける世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EY について詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは [shinnihon.or.jp](https://shinnihon.or.jp) をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 008480-20Gbl の翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)